プロジェクションマッピング支援事業費補助金交付要綱

２９産労観振第１０７０号
平成３０年４月２日

（通　則）

第１条　プロジェクションマッピング支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和３７年１２月１１日３７財主調発第２０号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目　的）

第２条　この補助金は、地域が主体となり、都内において新たにプロジェクションマッピング事業を行う場合に、必要な補助金を交付することにより、訪都旅行者を魅了する新たな東京の魅力を創出し、国内外からの旅行者誘致の促進を図ることを目的とする。

（定　義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「プロジェクションマッピング事業」とは、プロジェクター等を活用して映像を投影する事業であり、別表１に掲げるもの（以下「補助事業」という。）をいう。

（２）「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、補助事業を行う区市町村、観光協会等、その他の法人をいう。

（３）前号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、補助事業者としない。

（４）「区市町村」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に規定する特別地方公共団体である特別区及び普通地方公共団体である都内の市町村をいう。

（５）「観光協会等」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする都内区市町村との連携の下に設立された団体をいう。

（６）「その他の法人」とは、プロジェクションマッピングを活用したまちづくりの推進を行う公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体をいう。

（補助金の交付対象）

第４条　補助金は、補助事業者が別表１に掲げる事業を行うために必要な別表２に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認できるものについて、予算の範囲内において、補助事業

者に交付するものとする。ただし、他の補助金（区市町村から使途を指定されていない補助金は除く）を一部財源とする事業を除く。

２　補助事業者が行う事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

（補助金の額）

第５条　東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額（１千円未満の端数は切り捨て）又は補助限度額１千万円のいずれか低い金額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、別記第１号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、別記第２号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

　また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第２号様式の２により申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項の交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

２　前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第９条　知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

３　第１項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要になった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

４　前項の規定による補助金の額の前項の(1)又は(2)に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第１項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第１０条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第３号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第２号に掲げる事項のうち軽微な変更については、報告に代えることができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分を20%を超えて変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 交付決定に当たって、知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

２　知事は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第４号様式により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第１１条　補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第５号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の承認を行う場合は、別記第６号様式により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第７号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１３条　知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行状況に関して報告を求めることができる。

（遂行命令等）

第１４条　知事は、前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するべきことを命ずることができる。

２　知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第１５条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から３０日を経過した日又は翌会計年度４月１０日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、速やかに別記第８号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　第１１条第１項の規定により廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

（補助金の額の確定）
第１６条　知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第９号様式により補助事業者に通知するものとする。
２　前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、第５条の規定により算出する額（１千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。
３　交付額の確定にあたり、事業の実施に伴う収入があり、補助を受けることによって収益が生ずる場合は、補助金の額から収益相当額を控除する。

（是正のための措置）
第１７条　前条第１項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
２　第１５条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

（補助金の支払等）
第１８条　知事は、第１６条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。
２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記第１０号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）
第１９条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還）
第２０条　知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第２１条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第１１号様式により報

告しなければならない。
２　前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金の納付）
第２２条　第１９条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第２０条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。
２　補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）
第２３条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）
第２４条　第２２条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助金の経理等）
第２５条　補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存するものとする。

（検　査）
第２６条　補助事業者は、知事が東京都職員をして補助事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について検査させた場合、又は報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

（取得財産等の管理及び処分）
第２７条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
２　取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、

補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が５０万円以上のものを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする場合は、別記第１２号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、耐用年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りでない。

４　知事は、前項の規定により取得財産等の処分等を承認した場合において、補助事業者に当該取得財産等の処分等により収入があり、又はあると見込まれるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第２８条　非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

（その他）

第２９条　補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月２７日から施行する。

別表１（第３条第１号関係）

対象事業

１　プロジェクションマッピング事業
注１：プロジェクター等を活用して映像を投影するものをいう。 注２：新規事業のほか、過去に実施している事業に加える新たな内容。 （過去実施している内容部分、単純な機材の更新は対象外） 注３：本事業は、プロジェクションマッピングに係る経費を補助するものであり、イベント等を併催する場合もイベント等の経費は補助しない。

補助金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とします。

(1)プロジェクションマッピングの実施について、地元等との調整が取れていること（又は取れる見込みであること）。
※区市町村からの推薦書の提出が必要（区市町村が申請する場合は不要）

(2)プロジェクションマッピングの実施について、「東京都屋外広告物条例」及び「東京都景観条例」など関係規定を遵守するとともに、関係する行政機関等と事前の調整等を図ること。

(3)プロジェクションマッピングの実施について占用許可などの許可等が必要な場合は、当該許可等が取れていること（又は取れる見込みであること）。

(4)プロジェクションマッピングの実施について、当該実施場所の占用にあたり、都又は区市町村等の共催又は後援が必要な場合は、当該共催又は後援が取れていること（又は取れる見込みであること）。

(5)アンケート調査等により、プロジェクションマッピングの効果測定を実施すること（ただし、効果測定の経費は補助対象外）

(6) プロジェクションマッピングのデザインは、他の特許、意匠等の知的財産権を侵害するものでないこと。

(7) プロジェクションマッピングの安全・防犯対策を行い、事故等のないよう管理を十分に行うこと。

(8) 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。

別表２（第４条第１項関係）

１　プロジェクションマッピング事業の補助対象経費

区　　分	摘　　要
プロジェクションマッピングのコンテンツ制作経費	原則、委託料とする。
機材・設備・備品の賃借料又は購入費	日用品類等を除く。
会場設営及び運営委託に要する経費	警備等も含む。
消耗品の購入費	事業実施に必要なもののみ
会場の借用に係る占用料又は賃借料	
事業周知に要する経費	経常的な経費（ホームページの更新等）は除く。
その他諸経費	

＊「事業周知に要する経費」の補助金額は、全体の補助金額の１割以内とする。イベント等を併催する場合も、プロジェクションマッピングを主な内容とする周知経費のみを対象（イベント等が主な内容となる周知経費は対象外）とする。

＊１百万円以上の経費については、３社以上の複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

（参考）プロジェクションマッピング事業の補助対象外とする経費の例

区　　分	摘　　要
補助事業者の人件費	
イベントの経費	
施設設備等の維持管理に係る経費	固定経費、経常的経費
金券等購入費	
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等